



埼玉県報

第 2978 号
平成 30 年(2018 年)
2 月 20 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事に関する落札者等の公示（入札課）
- 狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留所の設置に関する告示を廃止する告示（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 鴻巣都市計画道路の変更（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 29 年度 2・3 月分）の購入に関する落札者等の公示（経営管理課）

正誤

- 埼玉県規則第 3 号中訂正（青少年課）

告 示

埼玉県告示第百二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 落札に係る建設工事の名称
埼玉県地上系防災行政無線設備再整備工事
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成29年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
NEC ネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2丁目6番1号
- 5 落札金額
3,005,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年10月3日

告 示

埼玉県告示第二百二十八号

平成二十二年埼玉県告示第二百十六号（狂犬病予防法の規定に基づく犬の抑留所の設置に関する告示）は、平成三十年三月三十一日限り、廃止する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

（変更後）松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ハ 変更年月日

平成二十八年十二月三日

ニ 届出年月日

平成三十年二月二日

二 縦覧期間

平成三十年二月二十日から平成三十年六月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月二十日から平成三十年六月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五六八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三〇〇台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場① 午前六時から午後十時

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場③ 午前六時から午後十時

（変更後）駐車場① 午前六時から午後十時

駐車場② 午前六時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成三十年十月三日

ニ 届出年月日

平成三十年二月二日

二 縦覧期間

平成三十年二月二十日から平成三十年六月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年二月二十日から平成三十年六月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百三十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本字落合二十の一（次の図に示す部分に限る。）
字内手一八四の八

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び東秩父村役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第百三十二号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
森電工業株式会社	福森 喜己	埼玉県新座市新座二丁目八番九号
プレイリーホーム株式会社	中田 恵三	埼玉県草加市松江三丁目八番一二号
株式会社日本機器	佐々木 正史	埼玉県川越市下赤坂五七〇番地四
丹野工業	丹野 彰久	埼玉県新座市野火止七丁目一〇番五五―五〇一号
小峰硝子株式会社	小峰 梅男	埼玉県川口市金山町九番地七
有限会社双葉建設	佐藤 充功	埼玉県さいたま市見沼区東大宮一丁目八一番六号
株式会社阪東興業	富田 かおる	埼玉県加須市細間九番地一
岡竹木材有限会社	岡安 正志	埼玉県加須市土手二丁目十六番八号
株式会社ホームプラ	桑原 達成	埼玉県入間市宮寺二七六三番地七
有限会社ヒサシ工務店	伊東 政枝	埼玉県所沢市北岩岡四五七番地三
再生都市建設株式会社	後藤 公仁	埼玉県川口市飯塚四丁目四番二四―三〇一号
有限会社沼沢電気	沼澤 喜好	埼玉県八潮市南川崎九六三番地一
有限会社折原工務店	折原 章夫	埼玉県南埼玉郡宮代町和戸一〇九七番地
株式会社ホソマ	細沼 公男	埼玉県朝霞市本町二丁目四番六一―五〇二号
住吉建設株式会社	長島 修	埼玉県桶川市西二丁目五番七号

上原通信有限会社	上原 久夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野二八九七番地
有限会社タニグチハウス	谷口 守	埼玉県北葛飾郡松伏町金杉四八六番地五
日昇技研株式会社	西澤 輝城	埼玉県さいたま市南区太田窪五丁目一番二一號
有限会社弁花園	清水 雅治	埼玉県さいたま市緑区中野田一〇〇一番地
有限会社村田木材	村田 薫	埼玉県比企郡嵐山町大蔵五二一番地二
有限会社柴田電気	柴田 操	埼玉県入間郡三芳町大字上富一五五二番地一七
株式会社磯田工芸	磯田 天真	埼玉県川口市東内野四八四番地三
有限会社斎齋光鐵建	齊藤 光男	埼玉県川口市前川二丁目一六番九号
有限会社鈴栄工務店	鈴木 幹雄	埼玉県さいたま市西区宝来一七五七番地三
株式会社みゆき工業	迫田 鉄郎	埼玉県春日部市大沼六丁目七九番地
ミサトリビング株式会社	寺田 彰男	埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目二番六号
株式会社岡田工業	岡田 茂	埼玉県川口市芝三丁目二番一八号
日本いなほ土木株式会社	佐藤 吉彦	埼玉県八潮市八潮四丁目二七番十三号
小池電設株式会社	小池 榮一	埼玉県桶川市坂田一一七番地七八号
小川上下水道協同組合	大塚 進	埼玉県比企郡小川町高谷二六五三番地六
株式会社岩田設備	岩田 喜美枝	埼玉県川口市安行領根岸二五一〇番地一
株式会社國兼工業	國兼 鳳黎	埼玉県鴻巣市下谷一一六〇番地七
有限会社三浦工業	三浦 喜代志	埼玉県春日部市豊町五丁目一八番一二号
有限会社埼玉ハウスドクター	高橋 文一	埼玉県上尾市中分一丁目五番七号
有限会社長山工務店	長山 光男	埼玉県朝霞市宮戸三丁目一五番二七号
アイケールシステム株式会社	岩田 晃	埼玉県川口市東内野五六番地九五

告 示

埼玉県告示第百三十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市菖蒲町下栢間地先く白岡市下大崎地先

四 作業期間

平成三十年二月一日から平成三十年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市新宿町十七―一、十七―二、十七―三、十七―四、十七―五、十七―六、十七―七、十七―八、十七―十三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百七十九・八九八立方メートル

告 示

埼玉県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十一月二十七日

指令川建セ第二九〇〇一九一号

二 検査済証番号

平成三十年二月九日

川建セ第二九〇〇五〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字高根八百十四番三十

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七百九十七番地四

株式会社 武蔵鉄工 代表取締役 林 茂

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年二月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十月十九日

指令川建セ第二九〇〇二六〇号

二 検査済証番号

平成三十年二月十九日

川建セ第二九〇〇四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字山屋敷千二百二番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字山田千百七十六番地一

福島 和行

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年二月二十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

- 1 購入等件名及び数量
灯油 JIS 1号 130,100リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当
埼玉県熊谷市板井 1696 番地
 - (2)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当
埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2
- 3 落札者を決定した日
平成 30 年 1 月 23 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イハシ
埼玉県越谷市流通団地 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額
75.924 円 (1 リットル当たり単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 29 年 12 月 19 日

正 誤

埼玉県規則第三号（平成二十七年三月十七日第二千六百七十九号）中訂正

ページ 行

一 後ろから一

誤

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

正

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。